

東京都雨水流出抑制に資するグリーンインフラ自治体連携プラットフォーム設置要綱

制定 令和 8 年 7 月 9 日

（設 置）

第1 雨水流出抑制に資するグリーンインフラ（以下「GI」という。）の導入を推進するため、東京都及び都内自治体が情報共有及び意見交換を行う場として、東京都雨水流出抑制に資するグリーンインフラ自治体連携プラットフォーム（以下「本プラットフォーム」という。）を設置する。

（目 的）

第2 本プラットフォームは、GI 導入を推進するため、東京都及び都内自治体が連携し、情報共有及び意見交換を行うことを目的とする。

（実施内容）

第3 本プラットフォームは、次に掲げる事項を実施する。

- （1） 東京都及び都内自治体における GI の取組内容の共有
- （2） GI 導入の推進に向けた方策等に関する意見交換及び知見の共有

（構 成）

第4 本プラットフォームは、別表に掲げる東京都及び都内自治体の関係部署により構成する。

（運 営）

第5 本プラットフォームは、事務局が必要に応じて開催する。

- 2 事務局は、本プラットフォームの運営を行う。
- 3 事務局は、必要に応じて関係者の参加を求めることができる。

（事務局）

第6 本プラットフォームの事務局は、東京都都市整備局都市基盤部調整課に置く。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。

（附 則）

この要綱は、令和8年7月9日から施行する。

東京都雨水流出抑制に資するグリーンインフラ自治体連携プラットフォーム構成

東京都

都市整備局都市基盤部調整課	(事務局)
政策企画局計画調整部プロジェクト推進課	
建設局河川部計画課	
下水道局計画調整部計画課	

都内自治体（20 自治体）

千代田区、中央区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、武蔵野市、青梅市、府中市、町田市、日野市、国分寺市